

【事案 28-200】特定疾病保険金等支払請求

・平成 29 年 2 月 14 日 裁定終了

＜事案の概要＞

胃マルトリノパ腫に罹患したとして、特定疾病保険金等の支払いおよび保険料払込免除の請求をしたところ、病理組織診断名に「疑い」とあることを理由として支払いを拒否されたため、上記保険金等の支払いおよび保険料払込免除を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 20 年 2 月に契約した終身移行保険について、以下の理由により、特定疾病保険金・特定疾病年金を支払い、保険料の払込みを免除してほしい。

- (1) 診断書において、診断確定後の傷病名は、胃マルトリノパ腫とはっきりと記載されている。また、診断書において、病理組織診断名「胃マルトリノパ腫疑い」診断日と「胃マルトリノパ腫」診断確定日は同日になっており、最終的判断として、同一日に医師が診断確定している。
- (2) 事実確認会社の調査に対し、主治医は、申立人の症状は、胃マルトリノパ腫の特徴であり、「疑い」ではなく、マルトリノパ腫の診断名として間違いないものと判断し、申立人には、胃マルトリノパ腫と告げたと言っている。
- (3) 約款によれば、保険金支払理由に「医師により病理組織学的所見（生検）によって診断確定されたとき」とあるが、生検担当医師が診断確定するとは記載していない。生検を行つていれば、主治医や他の医師が診断確定しても問題ない文章である。
- (4) 病理医が、「疑い」診断で、病理組織学的所見が得られていないというのであれば、主治医が胃マルトリノパ腫で診断確定すれば問題ない。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款によれば、悪性新生物への罹患が「病理組織学的所見（生検）によって」診断確定されたことが要求されている。これは、診断確定の手段を病理組織学的所見（生検）に限定する規定である。がんの診断確定は、がん細胞の存在証明によりなされるところ、がん細胞の存在を証明するのは、病理組織学的所見である。
- (2) 本件では、病理組織学的所見の結果は、胃マルトリノパ腫「疑い」であり、診断確定に至ってない。仮に主治医が胃マルトリノパ腫と診断していたとしても、病理組織学的所見では「疑い」に止まっている以上、保険金等の支払事由及び保険料の免除事由が生じているとはいえない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が、事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行っていない。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険金等の支払いおよび保険料払込免除を認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。

